

『(仮称)新しい公共を創造する市民活動推進条例素案[タタキ台2]』に対する意見の整理

この資料は、協働ルール検討会議が作成した「条例素案たたき台2」について、第4回ワークショップ(10/21)、協働ルール検討会議メーリングリスト、職員ワーキンググループ(11/1)で出た意見を列記(右欄)、それらを97の内容に整理(左欄の囲み)したものです。 11/5現在

※注 イ 新しい公共[○]等の囲み番号は、意見を出したグループ(1~6グループ)を指す
ML00は、メーリングリストの発言番号 *は職員ワーキングの発言内容

条文素案	素案に対する意見【 】は発表時のコメント
<p>(前文)</p> <p>現在、6つの委員提案が出されている。(別紙参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●前文に掲載すべき内容として出た意見</p> <p>1 新しい公共についてみんながわかる説明 → 大和市独自の公共概念の提示</p> <p>2 条例がつくられた背景、経過、条例化の意義</p> <p>3 大和市ならではの特性・特徴、思い</p> <p>4 協働の概念</p> <p>5 多様な価値観</p> <p>●目的に関連した意見</p> <p>6 「新しい公共」と「市民活動」と「達成すべき社会イメージ」の三者関係の明確化</p> <p>7 ポイントをはっきりさせる</p> <p>8 「多様な価値観」はわかりにくい</p> <p>9 主語・述語をはっきり表現する</p> </div>	<p>* 新しい公共は前文できちんと説明するということがあったが、委員提案の内容を読んでも、まだ概念的で何となくわかるようでよくわからない。みんながわかるようにきちんと表現すべきである。(職員 WG)</p> <p>* 「新しい公共」については、公共の概念を含めて、一般の市民がわかるように表現をする必要がある(職員 WG)</p> <p>* 条例がつくられた背景や経過にふれる必要があること(職員 WG)</p> <p>・ML235:「意思」とか「事業」を強調しすぎると、多くの市民にとって自分には関係のないこと、と思われてしまう懸念はないか。</p> <p>・ML235: 必ずしも意識的でない活動や関係から出発し、実践を通して「新しい公共」に気付く、といった回路を重視すべきだと考えている</p> <p>・ML237: ①どの街でも通用する前文でなく「大和市」という特性・特徴を盛り込めないか ②新しい公共領域を「みんなで共有する領域」としてはどうか ③セクター論は残念ながら分かりづらい。前文に入れるのは無理では、など。</p> <p>・ML238: 「前文」は本文では表現できない大和市の特徴を表現できうる箇所なので、大和市ならではの特徴と思いを表現できれば良い。</p> <p>・ML238: この条例のキーワードとなる「新しい公共」「協働」の概念を示すべき</p> <p>・ML238: これまでの議論で「新しい公共」は、「行政だけが担うものではなく、市民や非営利等の団体、そして事業者が共に担うもの」という点では共通しているように思われる。「誰もがいきいきと暮らせる社会を目指す」や「みんなで知恵や力を出し合い、社会的活動を試みる」等々というようにどのような共同体、皆のもの(市民、市民団体、企業、市等)であるかが、大和市独自の公共概念の提示となると考える。</p> <p>・ML238: この条例の目指すところ、条例を定める意味を把握できる前文が必要</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民等、事業者及び市²の協働により、新しい公共に基づく自主的で創造的な市民活動を推進していくための基本理念、基本的事項を定め、もって多様な価値観に基づく豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>* 主語がよくわからない。多少くどくなってもきちんと表現した方が良いと思う。(職員 WG)</p> <p>* 「多様な価値観」の「多様な」という表現には違和感がある。多様性は結果として出てくることでは。(職員 WG)</p> <p>* 「多様な価値観」という表現はわかりにくい。むしろ前文でうたい説明すると良いのではないか。(職員 WG)</p> <p>* ポイントが何なのかははっきりしない。骨子は「新しい公共の創造によって、活力ある地域社会の実現」だと思うので、これに肉付けをするような表現が良いのでは。(職員 WG)</p> <p>* 条例全体にもっとすっきり見せるために、主旨が「新しい公共の創造」なのか「市民活動の推進」なのか焦点をしばったほうがよいのでは。(職員 WG)</p> <p>②「市」=行政ではないか。</p> <p>・ML232: 「新しい公共」と「市民活動」と「達成すべき社会イメージ」の三者関係を明らかにすることが不可欠</p>
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>10 定義化の候補として出された意見 新しい公共 市 市民 ○○市民 市民事業</p> <p>11 市と市長の使い分け(責任の所在)</p> </div>	<p>* 「市」の定義は明らかにするのか。議会との関係は。また、市と市長との使い分けもきちんとすべきである。(職員 WG)</p> <p>* “新しい公共”の定義はやはり必要だと思う。(職員 WG)</p>
<p>(1) 市民活動 市民及び事業者が行う自主的で営利を目的としない活動で、次の各号に該当するものをいう。ただし、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>12 公益性を市民活動の要件とすべき</p> <p>13 市民活動—市民事業—協働事業の関係性の明確化</p> <p>14 事業者の位置付け 市民活動の定義、役割、市民事業</p> </div>	<p>* 市民活動の定義には、「公益性」を入れるべきではないか。この定義ではわかりにくい。(職員 WG)</p> <p>* 「公益性」は誰が判断するのが問題となる。(職員 WG)</p> <p>* 市民活動—市民事業—協働事業の関係がきちんとわかるように整理されれば、個々の概念の定義化にそれほどこだわる必要はないと思うが、市民がわかりやすいように配慮することが大切。(職員 WG)</p> <p>* 「市民活動」と「市民事業」と「協働事業」との違いが理解できない。(職員 WG)</p> <p>・ML232: 市民活動に事業者を含めるのは違和感がある。事業者は市民活動に協力するが(例えば、社会的資源を開く)、参加はできない、と捉えておいた方が、「セクター論」としては整理しやすい</p> <p>・ML237: 私も、全体を通して事業者の扱いに疑問を持ちました。事業者もミッションをもって社会貢献活動をしますが、それは「市民活動」とは言えないのでは？</p>

<p>イ 新しい公共^⑥に参加する意思のある^⑤活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>15 イと口の関係(同じ意味では?) 16 「参加する意思のある」⇒「担う」 17 「参加する意思」を要件とすべきか否か</p> </div>	<p>* 「多様な価値観を生み出す活動」と「新しい公共に参加する活動」とは同じ意味では(職員WG) ⑤「新しい公共に参加する意思のある」⇒「新しい公共を担う」の方がよいのでは。やりながら気がつくこともある。【「意思のある」という表現が固い。その時、「意思」を自覚していなくても、後で気づくこともある。「担っている」「支えている」にする。】 ⑥「新しい公共」?【「新しい公共の定義をしっかりとらなければ。】 ・ML232:市民活動の定義に「新しい公共に参加する意思ある活動」を加えることに違和感がある。意識していなくても、結果的に「新しい公共」を担っていることが後々分ってくる、ということが大事。それが、私の考える「個人の動機から出発し、社会性に至る(可能性)」ということ ・ML237:「新しい公共に参加する意思のある」はいいと思う。自らの活動を市民活動と考えるか否かはそれぞれの自由。市民活動だと気づいた段階でこの条例が生きればいいのか?</p>
<p>ロ 多様な価値観を生み出す活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>18 「多様な価値観」:わかりにくい 19 「多様な価値観を生み出す活動」の定義化の是非</p> </div>	<p>* 「多様な価値観を生み出す活動」というのは定義として使うのには疑問が残る。イとハで良いのでは。(職員WG) * 「多様な価値観」は結果としてお互いに認め合うものであって、定義で新たに生み出すということを強調する必要があるのかよくわからない。(職員WG) * 今までの公共が行政の単一目的であったとすると、新しい公共ではみんなが担うことによる多様性が広がっていくことになるので、このままでも良いのでは。(職員WG) ・ML237:「多様な価値観を生み出す活動」は意味不明では。ちょっとわかりづらい</p>
<p>ハ 営利を目的としない活動</p>	
<p>(2) 市民活動団体 市民活動を継続的に行う団体という。</p>	
<p>(3) 市民等^⑥ 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民活動団体という。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>20 「市民等」の定義化の是非 21 団体も含めて「市民」の定義化 22 「〇〇市民」の定義化による独自性 23 生活圏による市民の捉え方</p> </div>	<p>* 「市民等」はわかりにくい。まとめて「市民等」とする理由がよくわからない。「市民」と「市民活動団体」にわけて表現しても問題ないのでは。(職員WG) * 「市民等」と「等」がつくとわかりにくい。「等」をとって団体も含めて「市民」で定義化しても良いのでは。(職員WG) * 三重県の北川知事の「率先市民」のように、この条例での「〇〇市民」を定義化しても良いのではないか。(職員WG) ⑥「市民」…生活圏の同一な住民。従来の「市民=住所を有するもの」より広い概念となるのではないか。【「市民」とは誰か?市の境界をまたいで生活圏を形成している人たちの活動をどのようにサポートできるの?】 ・ML232:「市民等」や「事業者」は特に定義しなくても良いのでは(市民等は、市民活動団体を含むとことわる必要はあるが)</p>
<p>(4) 事業者^{②④} 新しい公共に参加する意思のある事業者^⑥という。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>24 事業者の定義化の是非 25 事業者の意味:非営利活動における収益活動の位置付けは</p> </div>	<p>②「事業者」を仲間に入れるべきかどうか。【「事業者」は市民とは異なる。どう位置付けるか?】 ④「事業者」の定義について。営利を目的とした企業的な事業と、NPOでも収益のある事業が混同されるおそれあり。【営利を目的としない市民事業者の位置付けをどうする?】 ⑥「事業者」の定義が?同義語反復になっている。 ・ML232:「市民等」や「事業者」は特に定義しなくても良いのでは</p>
<p>(5) 社会的資源 情報、人材、場所、資金、交流、連携^②、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>26 社会的資源 ⇒ 社会資源 27 例示内容の精査が必要</p> </div>	<p>* 社会的資源の「交流、連携」は要素に入るのではなく、「市民活動の交流、連携を推進」というように後段に入れる方が良いのでは。 * 知恵と技は「人材」だと思う。(職員WG) ②「交流、連携」は社会的資源の活用結果ではないか。</p>
<p>(基本理念)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>28 1条:目的との役割分担 29 1~4項の相互関係整理</p> </div>	<p>* 1項~4項は、ほぼ同じような主旨に思える。また、第1条との役割分担を明確にする必要があるように思う。(職員WG) * 骨子としては、「3者が対等の関係で協働して“新しい公共”を創造するために、それぞれが積極的に貢献する。」ではないか。(職員WG)</p>
<p>第3条 新しい公共は、市民等、事業者及び市が決定し、自らの思いで協力し、貢献する。^④</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>30 1項はわかりやすい表現にすべき 31 「決定」の意味の明確化</p> </div>	<p>* 1項は何を言っているのかよくわからない。「決定」という表現もこの条例にはそぐわない。もっと全体的にやさしい表現にすべきである。(職員WG) ④主語と述語がよくわからない。 ・ML232: 決定が何を意味するのか良く分らない。「三者で何かを決定する」ということなのか「それぞれの主体が決定して行動すること」をあえて表現しているのか。 ・ML232: 基本理念としては「めざすべき社会」の実現に向けて、市民を中心に各主体が協力・協働する関係性が「新しい公共」なのは</p>
<p>2 市民等、事業者及び市は、新しい公共を創造する市民活動の推進のために、お互いの自主性及び創造性を発揮し、相互理解を深めながら、対等の関係で協力する(以下「協働の原則」という)。</p>	<p>* 全体を通じて言えることだが、「創造」「創出」という表現がひっかかるし、多用しすぎである。(職員WG)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>32 「創造」「創出」を多用しすぎ、全体的に見直すべき</p> </div>
<p>3 市民等、事業者及び市は、新しい公共を創造する市民活動の推進のために、それぞれが社会的資源を創出し、提供する^④。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>33 社会的資源に対する理解:創出よりは、既に豊富にあるものを活用するという考えが必要</p> </div>	<p>④「創出」という言葉を使うと、現在ないみたい。活用されてないだけ。すでに沢山持っているものを提供する。 ・ML237:「それぞれが社会的資源を提供して新しい公共を創造する(もしくは、新しい公共に参加する)」のほうが良いのでは。 ・ML237: 社会的資源を創出するの「創出」は、削除するか別の言葉にしたい。(市民の側には既に社会的資源は豊富にある。活用されてないだけ)</p>

4 市民等、事業者及び市は、自らの役割を理解し、自主的に創造的な市民活動を推進する。	
(市民等の役割 ^⑥)	⑥「役割」…責任という意味を考えた方がよい。
第4条 市民等は、その自発性及び自己の責任に基づき、多様な市民活動を行う。 34 役割よりは責任という視点 35 「多様な」という表現の妥当性 36 新しい公共との関連性	* 1項の「多様な」というのは違和感あり。(職員WG) * “新しい公共を創造するための活動を積極的に試みる”というような主旨が読み取れるとよいと思う。(職員WG) ・ML237:「多様な」は不要。市民活動に条件をつけるニュアンスあり。「その自発性および自己責任に基づき活動を行う」で良いと思う
2 市民活動団体は、その活動の有する社会的責任を自覚するとともに、当該活動が広く理解されるよう努める。	* 団体と個人とでは、果たすべき社会的責任に違いがあってしかるべき(職員WG)
3 市民活動団体は、市民がその活動に参加できるように開かれた運営 ^⑥ を行う。 37 「開かれた運営」の意味を整理した上での条文化が必要	⑥「開かれた運営」…その内容は？情報の公開、参加の自由、発信の積極性など ・ML237:3号で言いたいのは「開かれた運営」。その根拠として「市民がその活動に参加できるように」というのは一面的。開かれた運営をするのは、説明責任など他にも根拠がある。
(事業者の役割 ^⑥)	⑥「役割」…責任という意味を考えた方がよい。
第5条 事業者 ^⑤ は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その自発性 ^⑤ に基づき、市民活動への参加及び協力をを行う。 38 事業者の役割が消極的 39 位置付けの議論(14)を踏まえ、社会的資源の積極的提供などを規定すべき 40 事業者は協力者として考えるべき 41 「自発性」⇒「社会的責任」 42 新しい公共との関連性	* 事業者の役割が弱すぎないだろうか。(職員WG) * 事業者が第三者的な(ちょっと消極的な)役割と読み取れる。積極的に社会的資源を提供することを規定できないか。(職員WG) * 今後は、企業とNPOの境目・グレーゾーンの部分がますますあいまいになる。事業者の取り扱いもポイントのひとつ。(職員WG) ⑤市民活動は、企業としてではなく、市民(個人)としての活動。企業は参加者ではなく協力者。(ボランティア休暇、独自の補助金など) ⑤「自発性」?⇒「社会的責任」ではないか。 ・ML237:「市民活動への参加と協力」ではなく、「新しい公共に参加する」では？
(市 ^② の役割 ^⑥)	②「市」=行政?→市長【市と言うと責任の所在があいまい。市長とした方がはっきりする。】 ⑥「役割」…責任という意味を考えた方がよい。
第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民活動を盛んにするため ^⑤ の環境づくりを行う ^{③④} 。 43 「総合的な」「市民活動を盛んにするため」の表現の妥当性 44 新しい公共との関連性 「市民活動を盛んに」⇒「新しい公共を担う・創造するための」	* 総合的な施策とは何を指すのか。「総合的な」はいいのではない。(職員WG) * 「市民活動を推進するための」よりは「新しい公共を担うための」の方が良い。(職員WG) * 「市民活動を盛んに」という表現はおかしい。(職員WG) ③行政は「すぐやる課」を設置し、タテ割りではなく横断的に対応してほしい。 ④「市民活動を盛んにするため」…おこがましい。市民が好きにする。 【⑤市には市民活動を盛んにする義務がある、という意味で盛り込んでもいいのではないか。】 ④「市民活動を盛んにするため」⇒「新しい公共を形成するため」 ⑥「市民活動を盛んにするため」…市としての立場表明。資源として、資格、経験を持っている方が市民活動に入りやすくなる。「盛んにするため」でよい。 ・ML237:「市民活動を盛んにするため」ではなく、「新しい公共を形成する?創造する?ため」でしよう。
2 市は、市民等との協議のもとに、市民活動を盛んにするために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。 45 情報の公開を位置付ける意義:情報公開条例との関係	* 「市民等との協議のもとに」には事業者は含めなくて良いのか。(職員WG) * 現在でも情報公開条例に基づき、情報公開の制度が動いているが、あえてこの条例で情報の公開をうたう理由をきちんとしておく必要がある。(職員WG)
3 市は、公共サービスにおける協働を進める。 46 「公共サービス」の意味、とらえ方	* 「協働」は新しい公共の分野であり、「公共サービス」は行政の責務では。(職員WG)
4 市は、市の施策や計画等への早い段階からの市民の参加を促進する。	
(主体間の信頼関係)	* 「主体間の信頼関係」は「相互の信頼関係」の方が良い。(職員WG)
第7条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育むために、協働の原則に基づき、対話し、交流し、学びあう ^④ 。 47 「主体間の信頼関係」⇒「相互の信頼関係」 48 3条:基本理念との関係整理 49 「それぞれの責務を認識し」を加える必要 50 信頼関係に関する規定は是非とも必要	* 信頼関係の前提として、「それぞれの責務を認識し」というような表現を加えるべきではないか。(職員WG) * 基本理念との整理が必要ではないか。基本理念との違いがよく分らない。(職員WG) ④「対話し、交流し、学びあう」⇒これでよい。この条項必要。なくさないで。【検討会議では『いらぬのでは?』という意見もあったが、必要である。】

(社会的資源)	* あえて条を設けて規定する必要性はないのではないか。むしろ目的などに入れ込んだ方が良いと思う。(職員WG)
<p>第8条 市民等、事業者及び市は、社会的資源の創出、提供を進めるために、新しい公共への参加に関する^⑥自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。^③</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>51 社会資源の条文化の是非(目的に入れる)</p> <p>52 わかりやすい表現とすべき:「新しい公共に関する」はトル</p> <p>53 目に見えない社会資源を顕在化する仕組みの重要性</p> <p>54 社会資源の具体的な説明の必要性</p> </div>	<p>* 表現が難しい。よく理解できない。(職員WG)</p> <p>* 基本理念との整理が必要ではないか。基本理念との違いがよく分らない。(職員WG)</p> <p>⑥「新しい公共への参加に関する」⇒無くして短くした方が判りやすくなる。</p> <p>③目に見えない社会資源を顕在化するための仕組みが必要。総合窓口?民間施設の活用の為の登録リスト?など</p> <p>・ML232:「新しい公共への参加に関する自発的な意思表示が可能な場や機会」とは「協働の拠点」のことでは。第9条「協働の拠点」と整合的な表現にすべき</p> <p>・ML237:ここでは、「拠点」だけではなく、活動や参加に関する発表の場や共育の機会(フォーラムなど)を含むと理解している</p>
(協働の拠点 ^②)	②「協働の拠点」少しわかりにくいので代わる言葉があれば。
<p>第9条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会的資源の充実に努めるための協働の拠点(以下「協働の拠点」という)を設置し、その充実に努める。^③</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>55 「協働の拠点」という表現の妥当性</p> <p>56 中心的な拠点の存在が読み取れるような表現</p> <p>57 拠点間のネットワークの重要性</p> </div>	<p>* 協働の拠点はいくつあっても良いが、そのなかの中心的な拠点の存在が読み取れるようにしておいても良いのではないか。(職員WG)</p> <p>③協働の拠点を、まず行政が整備して、ネットワークの充実に努めるべき。【③まず大きな拠点を中心に作り、地域ごとに点在する小さな拠点をネットワークで結ぶ】</p> <p>③インターネットのリンク等も行政が中心に整備してほしい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>58 条例で定めるべき部分と規則等で定める部分とのた仕分けの必要性</p> <p>59 「6条:市の役割」と「10条:市の施策」の関係整理</p> </div>
2 協働の拠点は、原則として、市民等が運営を担う。	
(市の施策)	<p>* 10条にくるといきなり施行規則的な内容になり、ちょっとちぐはぐな感じがする。条例で定めるべき部分と規則等で定める部分とのきちんとした仕分けが必要。(職員WG)</p> <p>* 6条:市の役割と10条:市の施策の関係は、もう少し精査が必要。理念と具体的な市への要望が混在している感じがする。(職員WG)</p>
第10条 市長は、次の各号に掲げる施策を推進する。	
(1) 協働の原則に基づき施策の体系化を進めること。	
(2) 協働の原則に基づく施策を推進するために、市職員に対する啓発や研修等を行うこと。	60 3号の規定の必要性:4号の内容や規則との関連を踏まえて
(3) 前条に定める協働の拠点の設置、充実及び運営に関し、応分の負担を行うこと。	* 4号の規定で読み取れるので3号はいらないのでは。(職員WG)
(4) 前条に定める協働の拠点が機能するために必要となる市の社会的資源を提供すること。	
(5) この条例に基づく施策の実施状況について、年に1回公表すること ^⑤ 。	* 「年に1回」というのも、規則で定めるべき内容では。年に1回でいいのか、という問題もある。(職員WG)
(6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開 ^⑤ すること。	* 6号の内容は自治基本条例で定めるべき内容ともいえる。あえてこの条例でうたうべきか疑問。(職員WG) <p>* 「行政評価」の表現は違和感あり。(職員WG)</p> <p>⑤市民活動団体、センターも、積極的に情報を出していく必要がある。(インターネットの使用)【積極的に情報を発信すると共に、情報に対してアクセスしやすいようにしなければならない。】</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>61 6号の条文化の是非:自治基本条例との関係</p> <p>62 「行政評価」の表現の妥当性</p> <p>63 行政情報に限らない情報公開の必要性</p> </div>	
(市民事業 ^{⑤⑥})	⑤「市民事業」⇒「市民活動」でよいのでは?【市民事業と市民活動は別モノ。このことを条文の中できちんと表現する。】
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>64 市民事業の定義化(10):市民活動により社会に貢献する継続的収益事業</p> <p>65 市民事業と協働事業を分ける必要性(13)</p> </div>	<p>⑤市民事業と協働事業とを分ける必要はないのでは?体操・ダンスなどと福祉・防災などは自然と分かたれるのではないか。</p> <p>⑥市民事業の定義を示す。(Ex.市民活動により社会に貢献する継続的収益事業)</p>
第11条 市民等及び事業者 ^⑤ は、その自発性に基づき、自主的 ^① かつ創造的 ^③ に地域の課題解決等 ^① に取り組む市民活動(以下「市民事業」という。)を行う。 ^③	<p>⑤事業者を営利の事業者と非営利の市民事業者とに分ける必要がないか。</p> <p>⑤[事業者が行う市民事業]がわかりにくい。定義付け、概念の領域分けが必要ではないか?</p> <p>・ML232:市民活動に事業者を含めないのと同様に市民事業にも事業者を含めない方が良い</p> <p>・ML237:事業者の扱いは議論の余地あり</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>66 市民事業に事業者を含めることの妥当性(14)</p> <p>67 「自主性」「自発的」「課題解決」「創造的」は表現をやさしく見直すべき</p> <p>68 課題解決等 ⇒ 快適な生活づくり 等</p> </div>	<p>①「自主性」「自発的」は重複しないか【言葉を整理する】</p> <p>③「課題解決」及び「創造的」の言葉をもっと易しくしてほしい。</p> <p>①「地域の課題解決等」⇒「地域の快適な生活作り等」ポジティブに表現する!!【もっと広がりのある表現にする】</p> <p>①地域の問題解決等とあるが限定しすぎていないか。</p> <p>①事業には、人・物・金・情報等が必要。まずこれらについてのマネジメント(経営)計画等が明確でないとうまくいかない。(情報等を集約する場)</p>

	<p>①「ニーズに基づく」という言葉を入れては？</p> <p>③まだまだ行政的な言葉使いだと思う。</p>
<p>2 市民事業を行うものは、自主性を尊重した意思表明的な登録^②(名簿への記載^⑥)を行う。^④</p> <p>69 「意思表明的な登録」:表現の見直しが必要</p> <p>70 簡潔でわかりやすい表現</p> <p>71 「登録」:トル 別の言葉</p> <p>72 登録内容の具体化の必要性</p>	<p>* 「意思表明的な登録」というのは表現的にはおかしい。(職員WG)</p> <p>* 「市民事業を行うものは登録する」ぐらいが良いのでは。(職員WG)</p> <p>* 交流、連携が市民事業の登録の目的だとすれば、「市民事業を行うもので交流、連携を望むものはその自主性に基づき登録する」ぐらいの表現が良いと思う。(職員WG)</p> <p>②「登録」⇒トル</p> <p>②登録に代わる良い言葉があれば。【「登録」は任意にする。「登録できる」というしたらどうか？】</p> <p>⑥「名簿への記載」どこに記載する？名簿は公開されるの？</p> <p>④登録して、名簿を作る必要はある。どこに登録する？</p> <p>【③最初「登録」と聞いた時は『いらない』と思ったが、『何かしたいけどどうしていいかわからない』という人のために必要と言うなら、話はわかる。】</p>
<p>3 市民等、事業者及び市は、市民事業を行うものが望む場合は、それぞれの役割分担に応じた^①社会的資源の提供を行うよう努める。^{③⑥}</p> <p>73 役割分担の内容の明確化</p> <p>74 わかりやすい表現:「社会資源を必要とするもの」「社会資源を提供するもの」の2つに分ける</p>	<p>①『役割分担に応じた…』とあるが、誰がどのようにどのような場所で行えるのか</p> <p>③事業者(民間病院)が活動場所を提供してくれた。これは社会資源と呼べる。</p> <p>⑥文章がどうも判りにくい。「社会資源を必要とするもの」「社会資源を提供するもの」の2つに分ける。</p>
<p>4 市民事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める^{①⑥}。^{④⑤}</p> <p>75 4項の条文化の是非</p> <p>76 「別に定める」:参加、協働の場で行う必要性</p> <p>77 市民事業は自由に、協働事業は公平性を担保</p>	<p>①「別に定める」…市民事業の内容について別に定める規定は？</p> <p>⑥「別に定める」…誰が？どのような手続で定めるか。【知らないところで勝手に決められてしまうのは困る。】</p> <p>④この項は不要。「市民事業の内容等を…別に定める」とあるが、内容に関係なく自由な発想で。活動の内容にこだわらない。</p> <p>⑤カンタンで成果のあがることから始めた方がよい。</p> <p>⑤具体的ではなく、理念だけでよい。判例のように事例の積み上げで作り上げていく方がよい。</p> <p>【市民事業と協働事業について】</p> <p>⑤市民事業→自由に。規定はあまり必要ない。</p> <p>⑤協働事業→財政的な支援もあり、公平性を担保する必要がある。</p>
<p>(協働事業)</p> <p>78 協働事業の具体化の必要性</p>	<p>【⑤協働事業のイメージが湧かない。みんなにわかるような例を挙げてほしい。】</p> <p>・ML232:市長は市民(有権者)が選挙で選び、信託を与えているが、一般市民の関与(協定を結ぼうとしている市民等ではなく)を強めるような仕組み(議会の関与を含む)を考える必要はないのか</p>
<p>第12条 市長と市民等は、協働の原則に基づき、公共サービス^⑥に関してお互いの提案により協力する事業^⑥(以下「協働事業」という)を行うことができる。^①</p> <p>79 協働事業の是非は誰が判断するか</p> <p>80 手続きの煩雑さ</p> <p>81 市民の関わり方</p>	<p>* 協働事業には事業者が入っていないが、事業者を含めると、現在の制度との整理がすぐにはつかないだろう。(職員WG)</p> <p>⑥「公共サービス」…公共サービスとして相応しいかを誰が？どうゆう手続で決めるか。</p> <p>⑥「提案により協力する事業」…実際上の行政上の提案受け止めの手続【提案から事業化するまでの手続が大変そう。】</p> <p>①公平性と対等性を運用面で担保する方策は？</p> <p>①評価方法は別に定めるのか。</p> <p>①市長と市民との協働事業のイメージができない。</p>
<p>2 協働事業の実施にあたっては、市長と市民等は、当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。</p>	<p>* 協働事業は両者のニーズがあわない場合も出てくると思うが、協定を結ぶ段階で十分な協議が必要である。(職員WG)</p>
<p>3 協働事業を行おうとする市民等は、登録を行う^⑥。^④</p> <p>82 登録内容の具体化の必要性</p>	<p>* 協働事業の登録では、公益性に近いような基準が入ってくるのではないかと。(職員WG)</p> <p>⑥「登録を行う」…活動主体のどこまで、どこに登録するか。協働の拠点？行政？</p> <p>④どこに登録するのか。</p>
<p>4 協働事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める^⑥。</p> <p>83 「別に定める」手続きの明確化の必要性</p>	<p>⑥「別に定める」→誰が？どのゆう手続で定めるか。</p> <p>【①「別に定める」というから、なかなか全貌が見えてこない】</p>
<p>(市の施策や計画等への提案)</p> <p>84 13条の条文化の是非:制度としての熟度、本条例で定めることの妥当性</p>	<p>* 13条は、内容が不確定なものでもあり、あえて条例に入れる必要はないと思う。協働の拠点の機能を今後検討するなかで明らかにしていけば良いのではないかと。(職員WG)</p> <p>* 13条は市政への市民参加の内容だが、条例全体の内容から見ると不自然。(職員WG)</p>
<p>第13条 市民^②は、第9条に定める協働の拠点を經由して^{④⑥}、市の施策や計画等に関する提案を行うことができる^③。^①</p>	<p>②「市民」⇒「市民等」</p> <p>【⑥「市民」⇒「市民等」とした方が、団体もやりやすい。】</p> <p>④「協働の拠点を經由して」⇒「協働の拠点を活用して」…協働の拠点到権威を持たせたくない。</p> <p>【⑥やはり「經由」という表現は気になっていたが、いいアイデアが出なかった。「活用して」に変えるのはいいと思う。】</p> <p>⑥「協働の拠点を經由して」…協働の拠点を經由しなければならないか？必要か？</p> <p>【②「經由」はわざわざ書かなくてもよいのでは？】</p>

<p>85 市民 ⇒ 市民等 86 協働の拠点を經由 ⇒ 拠点を活用 87 協働の拠点を権威化への危惧 88 代替案:市民は、市の施策や計画等に関する意見を協働の拠点へ提案できる。 89 「第〇条に定める」というような戻らなければならない表現はやめる</p>	<p>③「市民は、第9条に定める協働の拠点を經由して、市の施策や計画等に関する提案を行うことができる。」⇒「市民は、市の施策や計画等に関する意見を協働の拠点へ提案できる。」「第9条に定める…」と書くと、いちいち『なんだったっけ?』と戻って見直さないといけない。戻らなくてもいいような書き方にする。】 ①役所の本音と建て前の相違。有識者並びに公選の市民との懇談会で重要提案をしても中々市で取り上げてもらえなかった。形式的に市民会議をやったと利用されてしまう。 ・ML232:「協働の拠点を經由」となると「協働の拠点」は一種の権力となり、「社会的資源」のイメージとは異なる。そのような権力はそれ相応の手続を踏んだ上で「協働の拠点」とは別に設置すべきではないか</p>
<p>2 前項の提案は、当該提案に関する公開の場^⑥での協議^②結果をまとめた意見書を付して行う。^④</p> <p>90 「公開の場での協議」の内容の具体化 91 手続きが煩雑</p>	<p>* 「公開の場での協議」には、行政も入るべきである。(職員WG) ⑥「公開の場」とは？インターネット、シンポジウム等…？具体的にはどのような場なのか？ ②「公開の場での協議」…市民等提案を市長⇄協働推進会議双方の意見を聞く。 ④めんどくさい。いやだ。</p>
<p>3 市長は、第1項の提案を受けた場合は、施策や計画等に反映するよう努める^①。</p> <p>92 議会陳情や各種審議会等の既存の制度との関係整理が必要 93 施策や計画等への反映の担保方法 94 努める⇒検討しなければならない:第三者機関が公平性担保</p>	<p>* いろんなツールがあつて良いという点は理解するが、議会への陳情、請願や各種審議会等の既存の制度との整合を図る必要がある。制度全体のバランスは保つべき。(職員WG) ①「施設や計画等に反映するよう努める」…どう具体的に担保するのか？【「努める」と言っても、なかなか実現しない】 【②「努める」⇒「検討しなければならない」とし、第三者機関がその公平性を担保する。】</p>
<p>4 市長は、前項の反映結果に関する説明責任を負う。 (協働推進会議)</p>	<p>【⑤協働する際、市の拠点は市民活動課、市民の拠点は協働の拠点、協働推進協議会が務める。】</p>
<p>第14条 この条例の推進や運用に関する事項、その他市民活動の推進に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。^{②⑤}</p> <p>95 紛争の調停機能を担うべき 96 協働事業を検討する仕組みと位置付ける</p>	<p>②協働事業で紛争が生じた場合の調停機能も持たせたい。 ⑤「何が協働事業か検討する仕組み」と明言した方がよいのでは？ ⑤登録の段階でふるいにかけるというイメージがある。</p>
<p>2 協働推進会議は、公開性、透明性の高い会議とする。</p> <p>97 公開性、透明性の高い会議 ⇒ 原則公開</p>	<p>* 「協働推進会議は原則公開とする」という表現で良いのでは。</p>
<p>3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づき別に定める</p>	
<p>(委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>	